

議案第 31 号

立川市立学校の学校給食費に関する条例施行規則について

上記の議案を提出する。

令和 4 年 10 月 28 日

提出者 立川市教育委員会  
教育長 栗原 寛

理由 立川市立学校の学校給食費に関する条例（令和 4 年立川市条例第 18 号）の施行について必要な事項を定めるため

## 立川市立学校の学校給食費に関する条例施行規則

### (目的)

第1条 この規則は、立川市立学校の学校給食費に関する条例（令和4年立川市条例第18号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例に定めるところによるほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 定期喫食者 教職員等のうち、学校給食実施予定日数の全てについて喫食が見込まれるものという。
- (2) 変則喫食者 教職員等のうち、定期喫食者以外のものをいう。
- (3) 学校給食実施予定日数 校長が別に定めるその月の学校給食の実施予定日数をいう。

### (学校給食の申込み)

第3条 保護者及び教職員等は、別に定めるところにより、学校給食の申込みをしなければならない。

### (学校給食費の額)

第4条 学校給食費の1食あたりの額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 小学校第1学年及び第2学年の児童 243円
- (2) 小学校第3学年及び第4学年の児童 257円
- (3) 小学校第5学年及び第6学年の児童 272円
- (4) 中学校の生徒 328円
- (5) 小学校の給食を喫食する教職員等 272円
- (6) 中学校の給食を喫食する教職員等 328円

2 条例第5条に規定する学校給食費の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 保護者及び定期喫食者から徴収する学校給食費の額 月額とし、各月ごとに、前項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める1食あたりの額に、その月の学校給食実施予定日数を乗じて得た額とする。

(2) 変則喫食者から徴収する学校給食費の額 前項第5号又は第6号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める1食あたりの額に、喫食日数を乗じた額とする。

(学校給食費の決定等の通知)

第5条 市長は、学校給食費の額を決定し、又は変更したときは、その額を保護者及び教職員等に書面により通知するものとする。

(学校給食費の減免)

第6条 市長は、保護者及び教職員等から徴収する学校給食費について、条例第6条の規定により、別表第1の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額を減額し、又は免除（以下「減免」という。）することができる。この場合において、当該減免に係る部分について既に学校給食費が納付されているときは、これを返還するものとする。

2 別表第1の5の項に掲げる場合に係る学校給食費の減免を受けようとする保護者又は教職員等は、アレルギー等による牛乳類代金減免申出書（第1号様式）を校長に提出するものとする。

(学校給食費の納期限)

第7条 条例第7条に規定する納期限のうち、保護者及び定期喫食者が納める学校給食費に係るものは、別表第2のとおりとする。ただし、市長は、これにより難いと認めるときは、別に納期限を定めることができる。

2 変則喫食者が納める学校給食費に係る納期限は、市長が別に定める。

(学校給食費の納付方法)

第8条 保護者及び定期喫食者は、学校給食費を口座振替の方法により納付するものとする。ただし、これにより難い場合については、市長が別に定める方法により納付することができる。

2 変則喫食者は、学校給食費を納付書により納付するものとする。

(遅延損害金の額及び算定方法)

第9条 条例第8条第2項の規定により算定する遅延損害金の額は、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該学校給食費の額に当該納期限の翌日における民法（明治29年法律第89号）第404条第1項に規定する法定利率の割合を乗じて計算した金額に相当する額とする。

2 前項の規定により遅延損害金の額を計算する場合において、その計算の基礎となる学

校給食費の額に1,000円未満の端数があるとき又はその金額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てるものとする。

- 3 第1項に規定する遅延損害金の確定金額に100円未満の端数があるとき又はその金額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てるものとする。
- 4 第1項の規定による年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。
- 5 遅延損害金の算定方法は、前各項に定めるもののほか、民法の定めるところによる。

(遅延損害金の減免)

第10条 条例第8条第3項の規定による遅延損害金を減免することができる場合は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 災害その他やむを得ない理由により学校給食費を納付することができなかつたと認められるとき。
- (2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている者に、同法第13条の規定による教育扶助等を受けていない期間の未納の学校給食費があるとき。
- (3) 主たる生計維持者の死亡又は失踪があったとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。

(未納に対する措置に係る様式)

第11条 納期限までに学校給食費の納付を行わなかつた者（以下「滞納者」という。）に対し、次の各号に掲げる措置を講ずるときは、当該各号に定める様式を用いるものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第171条の規定による督促をするとき  
督促書（第2号様式）
- (2) 前号の措置を講じたにもかかわらず学校給食費の納付義務を履行しない滞納者に  
催告するとき 催告書（第3号様式）
- (3) 特別な事情により納期限内に学校給食費を納付することが著しく困難な滞納者から  
納付相談があつたとき 学校給食費納付相談票（第4号様式）
- (4) 滞納者と納付方法について交渉した結果、学校給食費の納付義務の履行の延期又  
は学校給食費の納付額の分割を求める意思を確認するとき 学校給食費分割納付・延  
期納付特約申立書（第5号様式）
- (5) 学校給食費分割納付・延期納付特約申立書の内容の可否を決定し、申立て者に通

知するとき 学校給食費分割納付・延期納付特約承認（不承認）通知書（第6号様式）

（雑則）

第12条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第3項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日以後に実施する学校給食に係る学校給食費について適用する。
  - (1) 立川市立第九小学校、立川市立第十小学校、立川市立西砂小学校、立川市立南砂小学校、立川市立幸小学校、立川市立松中小学校、立川市立大山小学校、立川市立柏小学校、立川市立上砂川小学校、立川市立新生小学校及び立川市立若葉台小学校
- 3 この規則の規定による学校給食費の徴収又は管理の実施に必要な手続その他の行為は、施行日前においても、行うことができる。

別表第1（第6条関係）

	減免することができる事由	減免する額
1	転入又は転出により、児童若しくは生徒又は定期喫食者が、学校給食を実施する日の一部について、学校給食の提供を受けないとき。	1 食当たりの額に、当該学校給食の提供を受けない日数を乗じて得た額
2	傷病その他の理由（転入又は転出を除く。）により、児童若しくは生徒又は定期喫食者が、学校給食を実施する日の一部について、連続して5日以上学校給食の提供を受けないとき。	

3	「立川市学校給食における食物アレルギー対応方針」に基づき食物アレルギー対応を行っている児童又は生徒が学校給食を実施する日の一部について、学校給食等の提供を受けないとき。	
4	学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条に規定する臨時休業（この表において「学級閉鎖」という。）により、学校給食を実施する日の一部について、市が連続して2日以上学校給食を実施しないとき。	1食当たりの額に、学級閉鎖により学校給食を受けない日数から1日を減じた日数を乗じて得た額
5	アレルギー等身体的疾患の事由により、児童若しくは生徒又は教職員等が、学校給食のうち飲用の牛乳及び同等品を摂取することができないとき。	東京都学校給食用牛乳提供価格（当該額に1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。）に、当該飲用の牛乳の提供を受けない日数を乗じて得た額
6	1から5までに掲げる事由のほか、市長が特に必要があると認めるととき。	市長が別に定める額

別表第2（第7条関係）

期別	対象月	納期限
第1期	4月分及び5月分	5月31日
第2期	6月分	6月30日
第3期	7月分	7月31日
第4期	8月分及び9月分	9月30日

第5期	10月分	10月31日
第6期	11月分	11月30日
第7期	12月分	12月25日
第8期	1月分	1月31日
第9期	2月分及び3月分	2月末日

第1号様式(第6条関係)

年　月　日

立川市立　　学校  
校長 殿

(申出者)

氏　名

印

※自署の場合は、押印を省略することができます。

### アレルギー等による牛乳類代金減免申出書

次の者の牛乳類の飲用を停止し、代金については、給食費からの減免を申し出ます。なお、完治などに  
り飲用を再開するときには、速やかに申し出ます。

学年	組	氏　名	停　止　の　理　由

## 督 促 書

- ・本通知に納付書が同封されていない場合は、先に送付されている納付書をご利用ください。
- ・※取扱期限を超えた場合、郵便局・ゆうちょ銀行では取り扱いできません。【問合せ先】の担当課までご連絡ください。
- ・この督促書と行き違いに納付された場合は、ご容赦ください。
- ・この督促書の納付指定期限までに納付、連絡等がない場合にはやむを得ず、法的措置の手続をとることがあります。

下記の金額を指定期限までに納付してください。

年 月 日

立川市長

年度	学校給食費	児童生徒氏名	学 年
年	月	分	学 年
納付書番号		学 校	年
納付金額		納 期	限 指 定 期 限

【問合せ先】立川市教育委員会

☎ - - -

## 催告書

年度 学校給食費

登録番号	年月日	納付金額	納期限
児童生徒氏名			
学 校			
学 年			
指定期限			

あなたが納付すべき学校給食費が、表記のとおり未納となっていますので、

指定期限までに納付してください。  
このまま放置された場合、地方自治法施行令第171条の2の規定によりやむをえず強制執行等の手続をとります。必ず指定期限までに納付してください。

また、全額を一度に納付できない方及び納入通知書を紛失した方は、ご連絡ください。

年月日	納付金額	納期限
納付金額合計		

本通知に納付書が同封されていない場合は、先に送付されている納付書をご利用ください。  
※取扱期限を超えた場合、郵便局・ゆうちょ銀行では取り扱いできません。【問合せ先】の担当課までご連絡ください。  
この催告書と行き違いに納付された場合は、ご容赦ください。

◇問合せ先◇

立川市教育委員会

☎ - - -

年 月 日 立川市長

## 第4号様式（第11条関係）

## 学校給食費納付相談票

年 月 日

債務者	氏名			電話番号	
				携帯番号	
勤務先	住所				
収入状況	<input type="checkbox"/> 給与 <input type="checkbox"/> 自営 <input type="checkbox"/> 年金	月収	円 (年収)	円	
福祉給付の受給状況	<input type="checkbox"/> 生活保護 <input type="checkbox"/> 就学援助 <input type="checkbox"/> その他 ( )				
毎月の生活費	円 (うち家賃)				円
債務者と生計を一にする者	氏名	続柄	年齢	同居・別居区分	職業
				<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	円
				<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	円
				<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	円
				<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	円
				<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	円
				<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	円
所有する資産の状況	<input type="checkbox"/> 土地 <input type="checkbox"/> 建物 <input type="checkbox"/> 自動車等 <input type="checkbox"/> 生命保険 <input type="checkbox"/> 預金 ( 円) <input type="checkbox"/> 有価証券 <input type="checkbox"/> その他 ( )				
借入状況	借入先 (銀行、消費者金融、知人等)			借入額	毎月の返済額
				円	円
				円	円
				円	円
				円	円
				円	円
過去の債務整理					
現在困っていること 又は納付に当たって 特に希望すること					
毎月の納付希望額	円				

※全ての項目に、できる限り正確な金額、内容等を記入してください。

第5号様式（第11条関係）

年 月 日

学校給食費分割納付・延期納付特約申立書

立川市長 殿

(申立者)

氏名 印

住所

※自署の場合は、押印を省略するこ  
とができます。

学校給食費の未納額を納付期限までに納付することが困難なため、次のとおり分割納付・  
延期納付したいので申し立てます。

未納額	円
分割納付	
延期納付	

### 納付計画表（ 様分）

第6号様式（第11条関係）

年月日

様

立川市長

印

学校給食費分割納付・延期納付特約承認（不承認）通知書

年月日付けで申立てのありました学校給食費の分割納付・延期納付特約の申し立てについて、次のとおり決定したので通知します。

1 決定内容  承認  不承認

2 承認内容

未納額	円
分割納付	
延期納付	

3 不承認の理由